

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第二百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和五年二月九日

農林水産大臣 野村 哲郎

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第29565号 令和5年1月24日	Dianthus caryophyllus L.	ひめかれん	長崎県 長崎県長崎市尾上町3番1号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。